

自賠責保険基準料率の適合性審査期間の短縮について

平成 17 年 1 月

自賠責保険基準料率の改定案の内容

今回の料率改定に関する基本的な考え方

- ① 平成14年4月の政府再保険の廃止により、13年度末累積運用益の20分の11が保険料等充当交付金として平成14年度から平成19年度までの間に効力を生じる自賠責保険・共済について還元されることとなり、保険契約者は基準料率から保険料等充当交付金を控除した金額を負担することになっている。
- ② 保険料等充当交付金の交付対象期間は平成19年度までの6年間とされているが、平成16年度までの当初3年間は厚めに還元を行い、17年度からの後半3年間で残額を還元することになっている。17年度からは保険料等充当交付金が減額され、これに伴う保険契約者の負担額は10%を超える増加となる見込みである。
- ③ 平成16年度料率検証結果によれば平成17契約年度の損害率は100.4%となり、予定損害率103.3%と比較すると小幅な乖離に止まっているが、共同プール分の累積運用益を還元することにより基準料率の引下げを実施し、保険契約者の負担増を緩和することとする。

(1) 純保険料率の算定

平成17契約年度の純保険料率収支を基準とし、共同プール分の累計収支残・累積運用益を勘案することにより改定する。

- ・最新の損害率（平成16年度料率検証結果による）

平成17契約年度損害率100.4%を基準に改定する。

- ・累計収支残等（共同プール分）の償却

平成16契約年度まで共同プール分の累計収支赤字（△1,756億円）のうち、運用益からの補填額（1,333億円：見込額を含む）を控除した残額（△423億円）と旧大成火災社の破綻に伴う責任準備金の減額分（△57億円）の合計額（△480億円）を平成17～20契約年度の4年間で償却する。

- ・累積運用益（共同プール分）の還元

平成16年度までの累積運用益（2,975億円）を平成17～20契約年度の4年間で還元する。なお、旧大成火災社の積立っていた運用益（76億円）は、破綻処理に伴い全額が取崩されているため、還元の対象としない。

- ・長期契約予定利息の利率変更

保険期間が1年を超える契約については、1年を超える部分の純保険料と損害調査費の利息部分を差引いて保険料を収受している。現行基準料率に算入されている利率は年3.0%となっているが、低金利の状況下において利率3.0%を確保できない状況が続いていることから、2.0%に引下げる。(保険会社の直近の運用実績：平成15年度1.92%)

(2) 社費の算定

平成17～20年度の4年間で社費収支を均衡させることとし、直近事業年度の実績値(平成15年度決算)をベースに所要額を推計し、社費の累計収支黒字の還元等の影響を合計して、19年4月1日(17～20年度の4年間の中央時点)を基準に改定する。

- ・水準是正

賃金上昇率、物価上昇率を据置きとして、厚生年金保険料率引上げの影響、契約台数および支払件数の上昇率を算入する。

- ・累計収支黒字の還元

16年度末累計収支黒字(保険会社726億円、損保料率機構135億円)を平成17～20年度の4年間で還元する。なお、旧大成火災社の累計収支黒字(9億円)は、破綻処理に伴い全額が取崩されているため、還元の対象としない。

- ・(財)自賠責保険・共済紛争処理機構の運営経費

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構の運営経費の一部として、契約1件当たり4円を社費に算入する。

(3) 代理店手数料の算定

平成17～20年度の4年間で均衡させることとし、平成15年度における契約1件当りの人件費および物件費を算出し、賃金上昇率、物価上昇率を据置きとして、19年4月1日(17～20年度の4年間の中央時点)の代理店手数料を推計する。

(4) 賦課金率

純賦課金率($\frac{25}{10,000}$)、付加賦課金率($\frac{K}{K+4} \times \frac{6}{1,000}$)とともに、据置きとする。

(5) 改定の実施日

基準料率の改定実施日は、平成17年4月1日とする。

自賠責保険 基準料率の改定率計算

項	目	
平成17契約年度の収支	A. 平成17契約年度収入純保険料	9,696 億円
	B. 平成17契約年度支払保険金	9,737 億円
	C. 損 害 率 (B÷A)	100.4%
	D. 純保険料率収支調整による改定率	0.4%
累計収支残の償却 (共同プール分)	E. 平成16契約年度までの累計収支残	△ 480 億円
	F. 平成17～20契約年度収入純保険料	38,718 億円
	G. 累計収支残の償却による改定率	1.2%
累積運用益の活用 (共同プール分)	H. 平成16年度までの累積運用益	2,975 億円
	I. 平成17～20契約年度収入純保険料	38,718 億円
	J. 累積運用益活用による改定率	△ 7.7%
基準料率改定率	K. 純保険料率改定率 (D+G+J)	△ 6.0%
	L. 社費改定率	△ 5.4%
	M. 代理店手数料改定率	0.0%
	N. 合計 (K×0.674+L×0.241+M×0.085)	△ 5.4%

(注) 1. 合計(N)欄の算式中の数値(0.674、0.241、0.085)は、14年4月実施基準料率における純保険料率、社費、代理店手数料の割合である。

[参考：契約者負担額の改定率試算]

契約者負担額の改定率	O. 保険料等充当交付金の減額による改定率	11.7%
	P. 基準料率改定率 (N÷0.85)	△ 6.3%
	Q. 合 計 (O+P)	5.4%

(注) 2. 基準料率改定率(P)欄の算式中の数値(0.85)は、14年4月実施基準料率に対する契約者負担額の割合である。

自賠責保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車種		基準料率				【参考：保険料等充当交付金を控除した金額（契約者が負担する金額）】							
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A×100	現行の契約者負担額		改定後の契約者負担額		改定額 I=H-F	改定率 J=I÷F×100		
						現行保険料等 充当交付金 E	控除後の金額 (契約者負担額) F=A-E	改定保険料等 充当交付金 G	控除後の金額 (契約者負担額) H=B-G				
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	70,930	66,830	△ 4,100	△ 5.8	13,560	57,370	4,520	62,310	4,940	8.6		
	自家用	19,660	18,600	△ 1,060	△ 5.4	2,990	16,670	1,000	17,600	930	5.6		
営業用乗用自動車	A	128,510	120,990	△ 7,520	△ 5.9	25,430	103,080	8,470	112,520	9,440	9.2		
	B	102,050	96,100	△ 5,950	△ 5.8	19,970	82,080	6,660	89,440	7,360	9.0		
	C	77,590	73,090	△ 4,500	△ 5.8	14,930	62,660	4,980	68,110	5,450	8.7		
	D	31,720	29,950	△ 1,770	△ 5.6	5,480	26,240	1,830	28,120	1,880	7.2		
自家用乗用自動車		19,520	18,470	△ 1,050	△ 5.4	2,960	16,560	990	17,480	920	5.6		
けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	77,400	72,920	△ 4,480	△ 5.8	14,890	62,510	4,960	67,960	5,450	8.7	
		最大積載量が2トン以下のもの	53,070	50,030	△ 3,040	△ 5.7	9,880	43,190	3,290	46,740	3,550	8.2	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	54,170	51,070	△ 3,100	△ 5.7	10,110	44,060	3,370	47,700	3,640	8.3	
		最大積載量が2トン以下のもの	35,760	33,750	△ 2,010	△ 5.6	6,310	29,450	2,100	31,650	2,200	7.5	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	28,740	27,140	△ 1,600	△ 5.6	4,860	23,880	1,620	25,520	1,640	6.9		
	自家用	16,800	15,920	△ 880	△ 5.2	2,400	14,400	800	15,120	720	5.0		
小型二輪自動車		13,640	12,940	△ 700	△ 5.1	1,750	11,890	580	12,360	470	4.0		
軽自動車	検査対象車	16,270	15,420	△ 850	△ 5.2	2,290	13,980	760	14,660	680	4.9		
	検査対象外車	10,440	9,930	△ 510	△ 4.9	1,090	9,350	360	9,570	220	2.4		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		9,650	9,190	△ 460	△ 4.8	930	8,720	310	8,880	160	1.8		
緊急自動車		7,980	7,620	△ 360	△ 4.5	580	7,400	190	7,430	30	0.4		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,910	10,380	△ 530	△ 4.9	1,190	9,720	400	9,980	260	2.7	
	小型二輪自動車		7,290	6,970	△ 320	△ 4.4	440	6,850	150	6,820	△ 30	△ 0.4	
	軽自動車	検査対象車	7,290	6,970	△ 320	△ 4.4	440	6,850	150	6,820	△ 30	△ 0.4	
		検査対象外車	7,300	6,980	△ 320	△ 4.4	440	6,860	150	6,830	△ 30	△ 0.4	
特種用途自動車	壺きゅう自動車		8,630	8,230	△ 400	△ 4.6	720	7,910	240	7,990	80	1.0	
	教習用自動車		8,630	8,230	△ 400	△ 4.6	720	7,910	240	7,990	80	1.0	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		25,130	23,750	△ 1,380	△ 5.5	4,120	21,010	1,370	22,380	1,370	6.5
		小型二輪自動車		13,230	12,560	△ 670	△ 5.1	1,670	11,560	550	12,010	450	3.9
		軽自動車	検査対象車	13,230	12,560	△ 670	△ 5.1	1,670	11,560	550	12,010	450	3.9
			検査対象外車	13,230	12,560	△ 670	△ 5.1	1,660	11,570	550	12,010	440	3.8
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	10	5,170	0	4,990	△ 180	△ 3.5		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	10	5,170	0	4,990	△ 180	△ 3.5		
	検査対象外車	5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	0	5,180	0	4,990	△ 190	△ 3.7		
原動機付自転車		7,940	7,580	△ 360	△ 4.5	0	7,940	0	7,580	△ 360	△ 4.5		

(注1) 本表は12か月契約(ただし、商品自動車は6か月契約)の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(注2) 保険料等充当交付金は純保険料の一定割合として国土交通省が定めたものであり、契約者が負担する金額は、基準料率から当該交付金を控除した金額となる。

(注3) 保険料等充当交付金の純保険料に対する割合は、現行の22.2008%から7.8706%に変更される。

(注4) 原動機付自転車は、政府再保険の対象ではなく、100%民間で運用されていたため、保険料等充当交付金の交付対象となっていない。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		基 準 料 率				【参考：保険料等充当交付金を控除した金額（契約者が負担する金額）】							
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100	現行の契約者負担額		改定後の契約者負担額		改 定 額 I=H-F	改 定 率 J=I÷F×100		
						現行保険料等 充当交付金 E	控除後の金額 (契約者負担額) F=A-E	改定保険料等 充当交付金 G	控除後の金額 (契約者負担額) H=B-G				
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	22,360	21,150	△ 1,210	△ 5.4	3,550	18,810	1,180	19,970	1,160	6.2		
	自家用	19,660	18,600	△ 1,060	△ 5.4	2,990	16,670	1,000	17,600	930	5.6		
営業用乗用自動車	個人を除く	22,750	21,510	△ 1,240	△ 5.5	3,630	19,120	1,210	20,300	1,180	6.2		
	個人	21,180	20,030	△ 1,150	△ 5.4	3,300	17,880	1,100	18,930	1,050	5.9		
自家用乗用自動車		7,760	7,410	△ 350	△ 4.5	540	7,220	180	7,230	10	0.1		
けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	29,760	28,110	△ 1,650	△ 5.5	5,070	24,690	1,690	26,420	1,730	7.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,330	18,300	△ 1,030	△ 5.3	2,920	16,410	970	17,330	920	5.6	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	29,760	28,110	△ 1,650	△ 5.5	5,070	24,690	1,690	26,420	1,730	7.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,330	18,300	△ 1,030	△ 5.3	2,920	16,410	970	17,330	920	5.6	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,350	7,970	△ 380	△ 4.6	660	7,690	220	7,750	60	0.8		
	自家用	8,350	7,970	△ 380	△ 4.6	660	7,690	220	7,750	60	0.8		
小型二輪自動車		7,790	7,440	△ 350	△ 4.5	540	7,250	180	7,260	10	0.1		
軽自動車	検査対象車	6,770	6,490	△ 280	△ 4.1	340	6,430	110	6,380	△ 50	△ 0.8		
	検査対象外車	5,920	5,690	△ 230	△ 3.9	160	5,760	50	5,640	△ 120	△ 2.1		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,360	5,160	△ 200	△ 3.7	40	5,320	10	5,150	△ 170	△ 3.2		
緊 急 自 動 車		5,420	5,210	△ 210	△ 3.9	60	5,360	20	5,190	△ 170	△ 3.2		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,320	5,120	△ 200	△ 3.8	40	5,280	10	5,110	△ 170	△ 3.2	
	小型二輪自動車		5,320	5,120	△ 200	△ 3.8	40	5,280	10	5,110	△ 170	△ 3.2	
	軽自動車	検査対象車	5,320	5,120	△ 200	△ 3.8	40	5,280	10	5,110	△ 170	△ 3.2	
		検査対象外車	5,330	5,130	△ 200	△ 3.8	30	5,300	10	5,120	△ 180	△ 3.4	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		5,200	5,010	△ 190	△ 3.7	10	5,190	0	5,010	△ 180	△ 3.5	
	教習用自動車		5,200	5,010	△ 190	△ 3.7	10	5,190	0	5,010	△ 180	△ 3.5	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,800	6,510	△ 290	△ 4.3	340	6,460	110	6,400	△ 60	△ 0.9
		小型二輪自動車		5,280	5,080	△ 200	△ 3.8	30	5,250	10	5,070	△ 180	△ 3.4
		軽自動車	検査対象車	5,280	5,080	△ 200	△ 3.8	30	5,250	10	5,070	△ 180	△ 3.4
			検査対象外車	5,260	5,060	△ 200	△ 3.8	20	5,240	10	5,050	△ 190	△ 3.6
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	10	5,170	0	4,990	△ 180	△ 3.5		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	10	5,170	0	4,990	△ 180	△ 3.5		
	検査対象外車	5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	0	5,180	0	4,990	△ 190	△ 3.7		
原動機付自転車		5,340	5,140	△ 200	△ 3.7	0	5,340	0	5,140	△ 200	△ 3.7		

(注1) 本表は12か月契約(ただし、商品自動車は6か月契約)の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(注2) 保険料等充当交付金は純保険料の一定割合として国土交通省が定めたものであり、契約者が負担する金額は、基準料率から当該交付金を控除した金額となる。

(注3) 保険料等充当交付金の純保険料に対する割合は、現行の22.2008%から7.8706%に変更される。

(注4) 原動機付自転車は、政府再保険の対象ではなく100%民間で運用されていたため、保険料等充当交付金の交付対象となっていない。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		基 準 料 率				【参考：保険料等充当交付金を控除した金額（契約者が負担する金額）】							
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100	現行の契約者負担額		改定後の契約者負担額		改 定 額 I=H-F	改 定 率 J=I÷F×100		
						現行保険料等 充当交付金 E	控除後の金額 (契約者負担額) F=A-E	改定保険料等 充当交付金 G	控除後の金額 (契約者負担額) H=B-G				
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	50,010	47,150	△ 2,860	△ 5.7	9,250	40,760	3,080	44,070	3,310	8.1		
	自家用	19,660	18,600	△ 1,060	△ 5.4	2,990	16,670	1,000	17,600	930	5.6		
営業用乗用自動車	個人を除く	72,030	67,870	△ 4,160	△ 5.8	13,790	58,240	4,590	63,280	5,040	8.7		
	個人	31,720	29,950	△ 1,770	△ 5.6	5,480	26,240	1,830	28,120	1,880	7.2		
自家用乗用自動車		9,950	9,480	△ 470	△ 4.7	990	8,960	330	9,150	190	2.1		
けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,840	19,720	△ 1,120	△ 5.4	3,230	17,610	1,080	18,640	1,030	5.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	20,840	19,720	△ 1,120	△ 5.4	3,230	17,610	1,080	18,640	1,030	5.8	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,840	19,720	△ 1,120	△ 5.4	3,230	17,610	1,080	18,640	1,030	5.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	20,840	19,720	△ 1,120	△ 5.4	3,230	17,610	1,080	18,640	1,030	5.8	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	9,610	9,150	△ 460	△ 4.8	920	8,690	310	8,840	150	1.7		
	自家用	9,610	9,150	△ 460	△ 4.8	920	8,690	310	8,840	150	1.7		
小型二輪自動車		5,570	5,360	△ 210	△ 3.8	90	5,480	30	5,330	△ 150	△ 2.7		
軽自動車	検査対象車	9,950	9,480	△ 470	△ 4.7	990	8,960	330	9,150	190	2.1		
	検査対象外車	5,570	5,350	△ 220	△ 3.9	80	5,490	30	5,320	△ 170	△ 3.1		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		6,450	6,180	△ 270	△ 4.2	270	6,180	90	6,090	△ 90	△ 1.5		
緊 急 自 動 車		7,840	7,490	△ 350	△ 4.5	560	7,280	180	7,310	30	0.4		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,520	6,250	△ 270	△ 4.1	280	6,240	90	6,160	△ 80	△ 1.3	
	小型二輪自動車		5,360	5,160	△ 200	△ 3.7	40	5,320	10	5,150	△ 170	△ 3.2	
	軽自動車	検査対象車	5,360	5,160	△ 200	△ 3.7	40	5,320	10	5,150	△ 170	△ 3.2	
		検査対象外車	5,370	5,170	△ 200	△ 3.7	40	5,330	10	5,160	△ 170	△ 3.2	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		7,250	6,930	△ 320	△ 4.4	430	6,820	140	6,790	△ 30	△ 0.4	
	教習用自動車		7,250	6,930	△ 320	△ 4.4	430	6,820	140	6,790	△ 30	△ 0.4	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,830	10,300	△ 530	△ 4.9	1,170	9,660	390	9,910	250	2.6
		小型二輪自動車		10,100	9,620	△ 480	△ 4.8	1,020	9,080	340	9,280	200	2.2
		軽自動車	検査対象車	10,100	9,620	△ 480	△ 4.8	1,020	9,080	340	9,280	200	2.2
			検査対象外車	10,080	9,600	△ 480	△ 4.8	1,010	9,070	340	9,260	190	2.1
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	10	5,170	0	4,990	△ 180	△ 3.5		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	10	5,170	0	4,990	△ 180	△ 3.5		
	検査対象外車	5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	0	5,180	0	4,990	△ 190	△ 3.7		
原動機付自転車		5,340	5,140	△ 200	△ 3.7	0	5,340	0	5,140	△ 200	△ 3.7		

(注1) 本表は12か月契約(ただし、商品自動車は6か月契約)の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(注2) 保険料等充当交付金は純保険料の一定割合として国土交通省が定めたものであり、契約者が負担する金額は、基準料率から当該交付金を控除した金額となる。

(注3) 保険料等充当交付金の純保険料に対する割合は、現行の22.2008%から7.8706%に変更される。

(注4) 原動機付自転車は、政府再保険の対象ではなく100%民間で運用されていたため、保険料等充当交付金の交付対象となっていない。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

(単位：円、%)

車種		基準料率				【参考：保険料等充当交付金を控除した金額（契約者が負担する金額）】							
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A×100	現行の契約者負担額		改定後の契約者負担額		改定額 I=H-F	改定率 J=I÷F×100		
						現行保険料等 充当交付金 E	控除後の金額 (契約者負担額) F=A-E	改定保険料等 充当交付金 G	控除後の金額 (契約者負担額) H=B-G				
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	22,360	21,150	△ 1,210	△ 5.4	3,550	18,810	1,180	19,970	1,160	6.2		
	自家用	19,660	18,600	△ 1,060	△ 5.4	2,990	16,670	1,000	17,600	930	5.6		
営業用乗用自動車	個人を除く	22,750	21,510	△ 1,240	△ 5.5	3,630	19,120	1,210	20,300	1,180	6.2		
	個人	21,180	20,030	△ 1,150	△ 5.4	3,300	17,880	1,100	18,930	1,050	5.9		
自家用乗用自動車		7,760	7,410	△ 350	△ 4.5	540	7,220	180	7,230	10	0.1		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,520	19,410	△ 1,110	△ 5.4	3,170	17,350	1,060	18,350	1,000	5.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,330	18,300	△ 1,030	△ 5.3	2,920	16,410	970	17,330	920	5.6	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,520	19,410	△ 1,110	△ 5.4	3,170	17,350	1,060	18,350	1,000	5.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,330	18,300	△ 1,030	△ 5.3	2,920	16,410	970	17,330	920	5.6	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,340	7,960	△ 380	△ 4.6	660	7,680	220	7,740	60	0.8		
	自家用	8,340	7,960	△ 380	△ 4.6	660	7,680	220	7,740	60	0.8		
小型二輪自動車		5,570	5,360	△ 210	△ 3.8	90	5,480	30	5,330	△ 150	△ 2.7		
軽自動車	検査対象車	5,730	5,510	△ 220	△ 3.8	120	5,610	40	5,470	△ 140	△ 2.5		
	検査対象外車	5,430	5,220	△ 210	△ 3.9	50	5,380	20	5,200	△ 180	△ 3.3		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,360	5,160	△ 200	△ 3.7	40	5,320	10	5,150	△ 170	△ 3.2		
緊急自動車		5,420	5,210	△ 210	△ 3.9	60	5,360	20	5,190	△ 170	△ 3.2		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,320	5,120	△ 200	△ 3.8	40	5,280	10	5,110	△ 170	△ 3.2	
	小型二輪自動車		5,290	5,090	△ 200	△ 3.8	30	5,260	10	5,080	△ 180	△ 3.4	
	軽自動車	検査対象車	5,290	5,090	△ 200	△ 3.8	30	5,260	10	5,080	△ 180	△ 3.4	
		検査対象外車	5,300	5,100	△ 200	△ 3.8	30	5,270	10	5,090	△ 180	△ 3.4	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		5,200	5,010	△ 190	△ 3.7	10	5,190	0	5,010	△ 180	△ 3.5	
	教習用自動車		5,200	5,010	△ 190	△ 3.7	10	5,190	0	5,010	△ 180	△ 3.5	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,720	5,500	△ 220	△ 3.8	120	5,600	40	5,460	△ 140	△ 2.5
		小型二輪自動車		5,280	5,080	△ 200	△ 3.8	30	5,250	10	5,070	△ 180	△ 3.4
		軽自動車	検査対象車	5,280	5,080	△ 200	△ 3.8	30	5,250	10	5,070	△ 180	△ 3.4
			検査対象外車	5,260	5,060	△ 200	△ 3.8	20	5,240	10	5,050	△ 190	△ 3.6
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	10	5,170	0	4,990	△ 180	△ 3.5		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	10	5,170	0	4,990	△ 180	△ 3.5		
	検査対象外車	5,180	4,990	△ 190	△ 3.7	0	5,180	0	4,990	△ 190	△ 3.7		
原動機付自転車		5,340	5,140	△ 200	△ 3.7	0	5,340	0	5,140	△ 200	△ 3.7		

(注1) 本表は12か月契約(ただし、商品自動車は6か月契約)の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(注2) 保険料等充当交付金は純保険料の一定割合として国土交通省が定めたものであり、契約者が負担する金額は、基準料率から当該交付金を控除した金額となる。

(注3) 保険料等充当交付金の純保険料に対する割合は、現行の22.2008%から7.8706%に変更される。

(注4) 原動機付自転車は、政府再保険の対象ではなく100%民間で運用されていたため、保険料等充当交付金の交付対象となっていない。

保険期間別改定基準料率表

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車種	12か月（1年契約）				24か月（2年契約）				36か月（3年契約）			
	現行 基準料率 A	改定 基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A	現行 基準料率 E	改定 基準料率 F	改定額 G=F-E	改定率 H=G÷E	現行 基準料率 I	改定 基準料率 J	改定額 K=J-I	改定率 L=K÷I
自家用乗用自動車	19,520 (16,560)	18,470 (17,480)	△ 1,050 (920)	△ 5.4 (5.6)	33,470 (27,630)	31,730 (29,780)	△ 1,740 (2,150)	△ 5.2 (7.8)	47,020 (38,390)	44,720 (41,820)	△ 2,300 (3,430)	△ 4.9 (8.9)
自家用小型 貨物自動車	16,800 (14,400)	15,920 (15,120)	△ 880 (720)	△ 5.2 (5.0)	28,120 (23,380)	26,670 (25,080)	△ 1,450 (1,700)	△ 5.2 (7.3)	—	—	—	—
小型二輪自動車	13,640 (11,890)	12,940 (12,360)	△ 700 (470)	△ 5.1 (4.0)	21,890 (18,440)	20,770 (19,620)	△ 1,120 (1,180)	△ 5.1 (6.4)	—	—	—	—
軽自動車 (検査対象車)	16,270 (13,980)	15,420 (14,660)	△ 850 (680)	△ 5.2 (4.9)	27,060 (22,540)	25,690 (24,180)	△ 1,370 (1,640)	△ 5.1 (7.3)	37,550 (30,870)	35,750 (33,500)	△ 1,800 (2,630)	△ 4.8 (8.5)
原動機付自転車	7,940	7,580	△ 360	△ 4.5	10,630	10,140	△ 490	△ 4.6	13,240	12,650	△ 590	△ 4.5

(注1) 下段の()内は、基準料率から保険料等充当交付金を控除した後の契約者が負担する金額である。

(注2) 原動機付自転車には保険料等充当交付金が交付されないため、契約者が負担する金額は基準料率と同額となる。

(注3) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で計算して割引いている。